三　特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が、法第二十六条第四項の規定により認定を行うに当たっては、特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間において、特定事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、特定事業再編の対象となる二以上の事業者がそれぞれの事業者全体として次のロ⑴の財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ　特定事業再編による生産性の向上に関する目標

特定事業再編による生産性の向上に関する目標は、特定事業再編計画の対象となった事業単位の計算において、次のいずれかとする。

⑴　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産金額で除した値を百分率で表した値が、特定事業再編計画の開始の直前の事業年度（以下この号において「基準年度」という。）における当該値より三以上改善していること。

⑵　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における有形固定資産回転率の値が、基準年度における有形固定資産回転率の値より十パーセント以上改善していること。

⑶　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より十二パーセント以上改善していること。

⑷　⑴から⑶までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

ロ　特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、次の⑴及び⑵とする。

⑴　特定事業再編を行う二以上の事業者のそれぞれが、事業者単位の計算において、次のⓘ及びⓘⓘのいずれの基準も満たすことを原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

ⓘ　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該事業年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。

ⓘⓘ　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

⑵　特定事業再編に係る特定会社が、その特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後十年を経過する日までの間に三事業年度連続で営業利益を計上すること。

四　特定事業再編の実施方法に関する事項

イ　特定事業再編の定義に関する事項

⑴　有効に組み合わせた経営資源の一体的活用

法第二条第十二項の二以上の事業者がそれぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することとは、二以上の事業者が次に掲げる方法その他これらに準ずる方法により、それぞれの有する知識、技術、技能等を活用し、特定会社の成長に不可欠な経営支援を行うことをいうものとする。

ⓘ　特定会社の事業に係る知見を有する役職員の派遣

ⓘⓘ　技術の支援

ⓘⓘⓘ　販路の開拓における協力

ⓘⓥ　資材の調達における協力

ⓥ　製造、研究開発、管理業務等の受託

⑵　他の事業者からの出資の受入れ

法第二条第十二項第一号ニの当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れとは、次のいずれかに該当するものを除くこととする。

ⓘ　一の事業者の完全子会社が事業の実態を有さず、かつ、当該完全子会社に対して他の事業者が金銭の出資のみを行う場合において、当該出資の受入れにより成立する特定会社に対して、当該二以上の事業者のいずれかが現物出資、吸収分割又は完全子会社の売却を行うことが、当該二以上の事業者間の契約において定められていない場合。

ⓘⓘ　他の事業者が完全子会社を有するいずれか一の事業者の指示により金銭の出資を行うこととしていると認められる場合。

⑶　完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立

法第二条第十二項第一号ホの当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立とは、二以上の事業者による特定会社の設立後、特定会社へのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部の売却取引が、直ちに行われることが、当該二以上の事業者間の同一の契約において定められていることをいうものとする。

⑷　外国における新たな需要の相当程度の開拓

法第二条第十二項第二号の外国における新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十一項第二号イ、ロ、ハ又ニのいずれかを行い、かつ、次のいずれかを達成することをいうものとする。

ⓘ　当該特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の外国（特定事業再編に係る外国に限る。ⓘⓘにおいて同じ。）における売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去三事業年度における当該商品又は当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を五以上上回ること。

ⓘⓘ　当該特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の外国における売上高が、特定事業再編の開始時における当該商品又は当該役務の外国における売上高を上回る場合であって、特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の売上高に占める外国における売上高の割合から特定事業再編の開始時における当該商品又は当該役務の売上高に占める外国における売上高の割合を差し引いた値を百分率で表した値に、特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の売上高を特定事業再編の開始時における当該商品又は当該役務の売上高で除した値を乗じた値が、五以上となること。

⑸　新商品の開発等による国内における新たな需要の相当程度の開拓

法第二条第十二項第二号の新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十一項第二号イを行い、かつ、当該特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去三事業年度における当該商品又は当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から五以上上回ることをいうものとする。

ロ　特定事業再編の認定要件に関する事項

⑴　特定事業再編計画の円滑かつ確実な実施

法第二十六条第四項第二号の円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該特定事業再編計画の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないことをいうものとする。